E_0'は、$W_i-1.48\times c_i$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i\}\times\varepsilon'$

ロ　$w_{0i}'\times130,000$

w_{0i}'は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

ε'は、$\{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i\}\times w_{0i}\div(w_{0i}+d_{0i}+w_i)-w_{0i}'$が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

i　$\dfrac{w_{0i}}{w_{0i}+d_{0i}+w_i}\times130,000$

ii　$\dfrac{w_{0i}'}{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i}\times130,000$

D_0'は、$W_i-1.48\times c_i$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i\}\times\theta'$

ロ　$d_{0i}'\times200,000$

d_{0i}'は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

θ'は、$\{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i\}\times d_{0i}\div(w_{0i}+d_{0i}+w_i)-d_{0i}'$が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

i　$\dfrac{d_{0i}}{w_{0i}+d_{0i}+w_i}\times200,000$

ii　$\dfrac{d_{0i}'}{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i}\times200,000$

Sは、$S_0-1.48\times c_0$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$S_1\times400,000+S_2\times300,000$

ロ　$(S_0-1.48\times c_0)\times170,000+S_1\times400,000+S_2\times300,000$

S_0は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力（重量として表すものとする。）から当該実用発電用原子炉の一炉心分の重量を除いたものをトンを単位として表した値とする。

S_1は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトンを単位として表した値とする。

S_2は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備で建設中のものの貯蔵能力を重量をトンを単位として表した値とする。

六　Fは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村において、別に主務大臣が定める要件を満たす対象使用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

七　Gは、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の対象期間における発電電力量（別表第十五の上欄に掲げる原子力発電供用施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）の合計の区分に応じそれぞれ別表第十二の下欄に掲げる金額とする。

八　Hは、別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

九　Iは、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉については、前段の金額に、これらの施設の対象期間の末日における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

十　Jは、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。）が設置されている原子力発電供用施設所在市町村ごとに一億円とする。

十一　Kは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものを除く。）の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

十二　Lは、次のイ又はロに掲げる使用済燃料の試験検査施設（機構が設置するものを除く。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めた金額とする。

イ　使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年度、昭和六十年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）　一千六百七十六万二千円

ロ　使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度において設置の工事が行われたものに限る。）　四百二十三万八千円

2　前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設（以下「複数立地対象原子力発電供用施設」という。）又は試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備」という。）若しくは実用発電用使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備」という。）がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設等所在市町村のうち一の市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$a_1+a_2+b_1+b_2+c_1+c_2$

一　a_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている一の事業所（以下「複数立地事業所」という。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$A_e\times\dfrac{C_e}{B_e}$

A_eは、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

B_eは、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。